（我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対して行うことができる場合）

第四条　法第十二条第六項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する出資等（以下「出資等」という。）のうち、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う場合とする。

一　社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人

二　一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人

三　一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人（開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務）

第五条　法第十二条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十一条第三号に掲げる業務のうち、次に掲げる事業に係るものを行う場合

イ　原子力による発電に関する事業

ロ　鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）

ハ　水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業

ニ　動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業

ホ　再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ヘ　変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ト　石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

チ　石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

リ　石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業

ヌ　ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）

ル　電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ヲ　インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ワ　航空機の整備、改造、販売及びリース取引に関する事業

二　法第十一条第三号に掲げる業務のうち、前条各号に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴う出資等のために必要な資金の貸付けを行う場合

（剰余金のうち準備金として積み立てる額等）

第六条　法第三十一条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額とする。

2　法第三十一条第一項に規定する政令で定める額は、株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の資本金の額に相当する額とする。

（国庫納付の手続）

第七条　会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、法第三十一条第一項の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条　会社の国庫納付金については、法第三十一条第一項に規定する残余の額を一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額に応じて按分した額を、それぞれ一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

2　前項に規定する出資の額は、同項に規定する残余の額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額（同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じた額）とする。

（社債の発行に係る基本方針の認可）

第九条　会社は、法第三十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債の発行に係る基本方針を作成し、財務大臣に提出しなければならない。

2　前項の基本方針には、社債についての次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　発行金額

二　表示通貨

三　発行市場

四　利回り

五　その他財務大臣が定める事項

（国内社債の発行の届出）

第十条　会社は、国内社債（会社の社債のうち我が国において発行するものをいう。以下この条において同じ。）の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国内社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一　調達した資金の使途

二　名称

三　発行の年月日

四　発行総額

五　各社債の金額

六　利率

七　償還の方法及び期限

八　利息の支払の方法及び期限

九　発行の価額

十　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定の適用があるときは、その旨

十一　募集の方法

十二　利回り

十三　第二号から第十号までに掲げるもののほか、国内社債の社債券に記載した事項

十四　その他財務大臣が定める事項